

○午前9時59分開議

○議長（本多健信君） ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（本多健信君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

大倉 たかひろ 君

田 中 さやか 君

ご了承願います。

○日 程

○議長（本多健信君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

日程第1から日程第6までの6件を一括議題に供します。

日程第1

第65号議案 品川区組織条例の一部を改正する条例

日程第2

第82号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

日程第3

第83号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第4

第84号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5

第85号議案 会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第6

第71号議案 第二戸越幹線整備工事（上流部シールド）請負契約の変更について

○議長（本多健信君） 総務委員長から報告願います。

〔渡辺裕一君登壇〕

○総務委員長（渡辺裕一君） ただいま議題に供されました第65号議案、第71号議案および第82号議案から第85号議案までの6議案につきまして、総務委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら6議案は、11月26日の本会議において当委員会に審査を付託され、11月29日の委員会で審査し、同日採決を行いました。

まず、第65号議案、品川区組織条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の終了後においても、そのレガシーを継承し、品川区のスポーツ施策のさらなる推進および振興を図るため、文化スポーツ振興部の分掌事務の一部変更を行うものであります。

本条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、文化スポーツ振興部の分掌事務の（3）スポーツの推進

に関することに「振興」を加えた理由についてなどの質疑があり、理事者より、オリンピック・パラリンピックのレガシーを継承することを含め、スポーツ振興について区全体の高揚を図るため追加したものであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第65号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第71号議案、第二戸越幹線整備工事（上流部シールド）請負契約の変更についてご報告申し上げます。

本案は、平成30年第4回定例会で本契約の議決を、令和元年第4回定例会および令和2年第4回定例会で契約変更の議決をした「第二戸越幹線整備工事（上流部シールド）請負契約」におきまして、整備中の下水道本管に近接する構造物の施設管理者との協議により、当該構造物の計測管理を追加する必要が生じたことなどによる契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を31億1,125万8,866円から31億5,223万3,866円に改めるものであります。

理事者の説明後に質疑を行い、委員より、工法の変更が必要になった理由についてなどの質疑があり、理事者より、次の工事の設計において、当工事の施工時点で確定していなかった地盤改良の範囲が確定し、その範囲について、コンクリートセグメントの場合だとひび割れ等の発生がするおそれがあるため、強度の高い鋼製セグメントに変更したなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第71号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第82号議案、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例、第83号議案、品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、第84号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および第85号議案、会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、関連する内容のため一括して審査いたしましたので、一括してご報告申し上げます。

各議案の内容は、まず、第82号議案、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例および第83号議案、品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、両案は、区長、副区長および教育長の期末手当の支給月数について、特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、改定を行うものであります。

改定の内容といたしましては、期末手当の支給月数を年間3.61月から3.5月に引き下げるものであります。

この改正により、「品川区長および副区長の給与および旅費条例」の規定を引用しております区議会議員および常勤の監査委員の期末手当につきましても、同様の引下げとなります。

次に、第84号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および第85号議案、会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、両案は、本年10月20日に行われた特別区人事委員会勧告を踏まえ、公民較差を解消するため、会計年度任用職員以外の職員の期末・勤勉手当の支給月数について、年間4.6月から4.45月に引き下げるとともに、会計年度任用職員の期末手当の支給月数について、年間2.55月から2.4月に引き下げる改定を行うものであります。

これら4条例は公布の日から施行し、令和4年度以降の期末手当に係る改正規定は令和4年4月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、労使交渉の論点についてなどの質疑があり、理事者より、一般職の期末手当の支給月数の引下げに対しては、組合から職員がコロナ対応で奮闘している中、引下げを行うのは容認できない旨の主張があったが、人事委員会勧告の趣旨や他自治体の動向を踏まえ、最終的には妥結に至ったものであります。

また、会計年度任用職員の引下げについては、会計年度内を任期と定めている趣旨を踏まえ、引下げを行う場合は翌会計年度にすべきとの意見があったなどの答弁がありました。

質疑終了後、それぞれ採決を行い、第82号議案から第85号議案までの4議案は、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が総務委員会における審査の経過および結果であります。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（本多健信君） 総務委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

日程第1から日程第6までの6件を一括して採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれも総務委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第7から日程第14までの8件を一括議題に供します。

日程第7

第68号議案 品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

日程第8

第72号議案 指定管理者の指定について

日程第9

第73号議案 指定管理者の指定について

日程第10

第74号議案 指定管理者の指定について

日程第11

第75号議案 指定管理者の指定について

日程第12

第76号議案 指定管理者の指定について

日程第13

第77号議案 指定管理者の指定について

日程第14

第78号議案 特別区人事・厚生事務組合の共同処理する事務の変更および特別区人事及び厚生事務組合規約の変更について

○議長（本多健信君） 厚生委員長から報告願います。

〔鈴木博君登壇〕

○厚生委員長（鈴木博君） ただいま議題に供されました第68号議案および第72号議案から第78号議案の8議案について、厚生委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら8議案は、11月26日の本会議において当委員会に審査を付託され、11月29日の委員会で審査し、同日採決を行いました。

まず、68号議案、品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、区民の方から、品川区の障害者福祉の進展に役立ててほしいと寄附の申出がございましたことから、寄附金の円滑かつ効率的な運用を図るため、新たな基金を設置するものであります。

基金の名称は「障害者福祉基金」で、基金の額は5,000万円であります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、寄附金の使途についてなどの質疑があり、理事者より、障害者施設等を整備する際に活用してほしいという寄附者の意向に沿って活用するなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第68号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第72号議案、第74号議案および第75号議案の指定管理者の指定についての3議案は、入所系サービス施設として一括して審査をいたしましたので、一括してご報告いたします。

各議案の内容について、まず、第72号議案は、小山地域密着型多機能ホームの管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人新生寿会で、指定期間は令和4年3月1日から令和9年2月28日までの5年間であります。

次に、第74号議案は、東五反田地域密着型多機能ホームの管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人新生寿会で、指定期間は令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間であります。

次に、第75号議案は、上大崎特別養護老人ホームの管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人愛生福社会で、指定期間は令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年間であります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、各指定管理者における好事例を区として生かすことについてなどの質疑があり、理事者より、好事例は当該指定管理者の中だけにとどめず、ほかの事業者にも紹介するなど区としても務めるなどの答弁がありました。

質疑終了後、それぞれ採決を行い、第72号議案、第74号議案および第75号議案の3議案は、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第73号議案の指定管理者の指定についてご報告申し上げます。

本案は、大井林町地域密着型多機能ホームの管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人さくら会で、指定期間は令和4年6月1日から令和9年5月31日

までの5年間であります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、モニタリング・評価で指摘された改善が必要とされた点への対応についてなどの質疑があり、理事者より、日頃のやり取りの中で、区と指定管理者の両者が課題への共通認識を持ち、改善に向けた対策にしっかりと取り組んでいくなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第73号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第76号議案の指定管理者の指定についてご報告申し上げます。

本案は、大崎高齢者多世代交流支援施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は生活協同組合・東京高齢協で、指定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、生活協同組合・東京高齢協の事業実績についてなどの質疑があり、理事者より、介護事業や介護予防事業を実施しているほか、施設運営においては、他区において高齢者交流施設の指定管理者として受託しており、大崎高齢者多世代交流支援施設と同程度の規模の施設の運営実績があるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第76号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第77号議案の指定管理者の指定についてご報告申し上げます。

本案は、大井林町高齢者住宅の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人さくら会で、指定期間は令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年間であります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、財務状況評価の点数についてなどの質疑があり、理事者より、選定予備委員会と比較すると、選定委員会では点数が下がっているものの、一定以上の評価は得られているものと判断しているなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第77号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第78号議案、特別区人事・厚生事務組合の共同処理する事務の変更および特別区人事及び厚生事務組合規約の変更についてご報告申し上げます。

本案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、特別区人事・厚生事務組合の共同処理に関する事務および同組合の規約を変更するものであります。

内容といたしましては、特別区人事・厚生事務組合で共同処理する事務に、生活保護法に定める救護施設の設置および管理に関する事務を加え、同組合の規約を変更するものであります。

なお、今回変更する規約は、各区の議会において議決を得た後、都知事の許可を経て、令和4年4月1日から施行が予定されております。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、更生施設を救護施設に転換する理由についてなどの質疑があり、理事者より、更生施設の入所者に障害や傷病が重篤な方が増えており、現行の体制のままでも今後も対応していくことは困難であることから、支援の充実や体制強化を図るためであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第78号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いた

しました。

以上が厚生委員会における審査の経過および結果であります。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（本多健信君） 厚生委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

日程第7から日程第14までの8件を一括して採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれも厚生委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第15から日程第19までの5件を一括議題に供します。

日程第15

第69号議案 品川区手数料条例の一部を改正する条例

日程第16

第70号議案 品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

日程第17

第79号議案 指定管理者の指定について

日程第18

第80号議案 指定管理者の指定について

日程第19

第81号議案 指定管理者の指定について

○議長（本多健信君） 建設委員長から報告願います。

〔この孝子君登壇〕

○建設委員長（この孝子君） ただいま議題に供されました第69号議案、第70号議案および第79号議案から第81号議案の5議案につきまして、建設委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら5議案は、11月26日の本会議において当委員会に審査を付託され、11月29日の委員会で審査し、同日採決を行いました。

まず、第69号議案、品川区手数料条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、受益者負担の適正化を図るため、条例の規定を改めるものであります。

改正の内容といたしましては、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」等が改正されたことに伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請等に係る手数料を見直すほか、規定を整備するものであります。

本条例は、令和4年2月20日から施行し、規定整備に関する改正規定は公布の日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、分譲マンションにおける長期優良住宅の認定方式が変更になった理由についてなどの質疑があり、理事者より、区分所有者が住戸ごとに決まっていく分譲マンションの売買の流れに沿って住戸単位で認定を受ける制度設計となっていたが、認定手続の合理化や専用部分も含め、主に管理組合が建物を維持管理していることなどの管理実態に合わせ、住棟単位での認定方式へと変更になったものであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第69号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第70号議案、品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、多様な都市機能が調和する魅力とにぎわいのある市街地の形成および安全で快適な都市空間の創出を図るため、「東五反田二丁目北地区地区計画」を決定したことに伴い、当該区域内における建築物の用途、建蔽率の最高限度等に関する制限を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、建築物の高さの最高限度に係る地盤面の基準となる考え方についてなどの質疑があり、理事者より、建築基準法に定められている、当該敷地内における建物の周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面を地盤面とするという考え方にのっとっているなどの答弁がありました。

また、委員より、様々な悪影響をもたらす超高層ビル計画を可能とする条例改正であるため、本案には反対であるとの意見の表明がありました。

質疑終了後、採決を行い、第70号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第79号議案および第80号議案の2議案について、関連する内容のため一括して審査をいたしましたので、一括してご報告申し上げます。

各議案の内容は、まず、第79号議案、指定管理者の指定について、本案は、「南大井六丁目区営住宅」ほか12施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は株式会社品川宅建管理センターで、指定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

次に、第80号議案、指定管理者の指定について、本案は、「ファミリーユ小山」ほか5施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は株式会社品川宅建管理センターで、指定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、選定対象事業者からの主な提案内容についてなどの質疑があり、理事者より、区営住宅における高齢者の見守りについて、個々の状況に応じた対応を行うという工夫の見られる提案や、業務時間外の緊急事態における関係各所への対応の流れができていない提案などがあり、それらが評価されたものであるなどの答弁がありました。

また、委員より、公的住宅は住民の福祉の増進の目的であるため、区営住宅および区民住宅は区の直営で管理すべきであると考えことから、本案は反対であるとの意見の表明がありました。

質疑終了後、それぞれ採決を行い、これら2議案は、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第81号議案、指定管理者の指定について、本案は、「大井町駅東口区営自転車等駐車場」ほか22施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社で、指定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

理事者の説明後に質疑を行い、委員より、各選定対象事業者の人員配置に関する提案内容についてなどの質疑があり、理事者より、自転車等駐車場における人員配置については、各事業者ともに現状の体制を維持するという提案があったが、全体を統括する役割の人員配置については、事業者間でやや差のある提案であったなどの答弁がありました。

また、委員より、利益向上を追求する株式会社は公的施設の管理者としてはなじまないと考えるため、本案には反対であるとの意見の表明がありました。

質疑終了後、採決を行い、第81号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が建設委員会における審査の経過および結果であります。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（本多健信君） 建設委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

初めに、日程第15を採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、建設委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第16から日程第19までの4件を一括して起立により採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本多健信君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、いずれも建設委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第20から日程第23までの4件を一括議題に供します。

日程第20

第66号議案 品川区立児童センター条例の一部を改正する条例

日程第21

第67号議案 品川区立保育所条例の一部を改正する条例

日程第22

第86号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第23

第87号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（本多健信君） 文教委員長から報告願います。

〔あくつ広王君登壇〕

○文教委員長（あくつ広王君） ただいま議題に供されました第66号議案、第67号議案、第86号議案および第87号議案の4議案について、文教委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら4議案は、11月26日の本会議において当委員会に審査を付託され、11月29日の委員会で審査し、同日採決を行いました。

初めに、第66号議案、品川区立児童センター条例の一部を改正する条例および第67号議案、品川区立保育所条例の一部を改正する条例については、関連する内容のため一括して審査いたしましたので、一括してご報告申し上げます。

各議案の内容は、まず、第66号議案、品川区立児童センター条例の一部を改正する条例については、施設の改築工事の竣工に伴い、東大井児童センターを現在の東大井公園内の仮施設から改築後の施設に移転するものであります。

本条例は、令和4年9月20日から施行するものであります。

次に、第67号議案、品川区立保育所条例の一部を改正する条例については、保育所の移転に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、「一本橋保育園」について、園舎の老朽化等に伴い改築工事を実施することから、同保育園を荏原第四中学校跡地に仮移転するものであります。

第2に、「東大井保育園」について、園舎の改築工事の竣工に伴い、同保育園を現在の東大井公園内の仮園舎から改築後の園舎に移転するものであります。

本条例中、「一本橋保育園」の所在地変更に係る改正規定は令和4年4月4日から、「東大井保育園」の所在地変更に係る改正規定は同年9月20日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、東大井児童センターの建て替え前後における機能面等での変更点について、2、民営化を控える一本橋保育園の建て替え等を行う理由についての質疑があり、理事者より、1の東大井児童センターの建て替え前後における機能面等での変更点については、エレベーターの設置により、ベビーカーを利用している方でも3階の児童センターまで上がれるようになった。

2の民営化を控える一本橋保育園の建て替え等を行う理由については、園舎が開設から50年を超えていること、また園庭を使った建て替え等ができないため、今回の建て替え等ができるタイミングで建て替え等を行うものであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、委員より、一本橋保育園の移転は、民営化を前提として改築等の工事を行うものであり、認めるわけにはいかないことから、第67号議案については反対であるとの意見の表明がありました。その後、それぞれ採決を行い、これら2議案は、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第86号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および第87号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、関連する内容のため一括して審査いたしましたので、一括してご報告申し上げます。

第86号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および第87号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、これら2議案は、本年10月20日に行われた特別区人事

委員会勧告を踏まえ、公民較差を解消するため、会計年度任用職員以外の職員の期末・勤勉手当の支給月数について、年間4.6月から4.45月に引き下げる改定を行うものであります。

これら2条例は公布の日から施行し、令和4年度以降の期末手当に係る改正規定は令和4年4月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、今回の条例改正による学校教育職員および幼稚園教育職員の年間給与への影響額についてなどの質疑があり、理事者より、平均で5万7,600円の減額であるなどの答弁がありました。

質疑終了後、それぞれ採決を行い、これら2議案は、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が文教委員会における審査の経過および結果でございます。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（本多健信君） 文教委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

初めに、日程第22および日程第23の2件を一括して採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれも文教委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第20を起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本多健信君） 起立全員であります。

ご着席願います。

よって、本件は、文教委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第21を起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（本多健信君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、文教委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第24を議題に供します。

日程第24

第64号議案 令和3年度品川区一般会計補正予算

○議長（本多健信君） 初めに、厚生委員長から報告願います。

〔鈴木博君登壇〕

○厚生委員長（鈴木博君） ただいま議題に供されました第64号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算のうち、歳出に係る厚生委員会所管分の審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、11月26日の本会議において当委員会に審査を付託され、11月29日の委員会で審査し、同日採決を行いました。

歳出、第3款民生費は6,000万円の増額で、介護事業者地域連携体制検討助成および社会福祉基金積立金の新規計上であります。

第4款衛生費は8億480万円の増額で、新型コロナウイルスワクチンの3回目となる追加接種費用の追加であります。

理事者の説明の後、質疑を行い、委員より、1、介護事業者が非常時に協力・連携体制を構築するための仕組みづくりの検討に係り、全体調整を行う事務局となる事業者について、2、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の集団接種会場における運営についてなどの質疑があり、理事者より、1の介護事業者が非常時に協力・連携体制を構築するための仕組みづくりの検討に係り、全体調整を行う事務局となる事業者については、NPO法人品川ケア協議会に依頼するよう検討している。当該事業者は、区内の介護事業所の状況をよく理解しており、これまでの事業実績も踏まえると、当該事業者に依頼することが最も効果的・効率的であると考えている。

2の新型コロナウイルスワクチン3回目接種の集団接種会場における運営については、基本的には1回目・2回目の接種時と同様に、医師が予診、看護師が接種、薬剤師がワクチンの分注を行うという体制で調整を進めているなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第64号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算のうち、歳出に係る厚生委員会所管分は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が厚生委員会における審査の経過および結果であります。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（本多健信君） 次に、文教委員長から報告願います。

〔あくつ広王君登壇〕

○文教委員長（あくつ広王君） ただいま議題に供されました第64号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算のうち、歳出に係る文教委員会所管分について、審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、11月26日の本会議において当委員会に審査を付託され、11月29日の委員会で審査し、同日採決を行いました。

歳出、第3款民生費は540万円の増額で、主なものは、養育困難児童支援事業の新規計上であります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、予算の内訳の設置準備等経費の用途についてなどの質疑があり、理事者より、ファミリーユース品川子ども未来部分室に宿泊できる環境を整えるため、電化製品等を準備する際の経費として考えているなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第64号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算のうち、歳出に係る文教委員会所管分は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が文教委員会における審査の経過および結果であります。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（本多健信君） 続きまして、総務委員長から総合審査の報告を願います。

〔渡辺裕一君登壇〕

○総務委員長（渡辺裕一君） ただいま議題に供されました第64号議案につきまして、総務委員会にお

ける総合審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、11月26日の本会議において当委員会に審査を付託され、11月30日の委員会で審査し、同日採決を行いました。

第64号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算につきましては、新型コロナウイルスワクチンの3回目となる追加接種費用や社会福祉基金の積立金をはじめ、追加計上が必要となった経費を対象に編成されたものであります。

補正額は、歳入歳出とも8億7,020万円を追加し、総額を1,860億2,622万6,000円とするものであります。

まず、歳入、第13款国庫支出金は8億480万円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種負担金および新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の追加であります。

第14款都支出金は1,540万円の増額で、養育困難児童の受入体制整備事業補助金および介護事業者地域連携推進事業補助金の新規計上であります。

第16款寄附金は5,000万円の増額で、社会福祉指定寄附金の追加であります。

続いて、歳出、第3款民生費は6,540万円の増額で、介護事業者地域連携体制検討助成、社会福祉基金積立金および養育困難児童支援事業の新規計上であります。

第4款衛生費は8億480万円の増額で、新型コロナウイルスワクチンの3回目となる追加接種費用の追加であります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、今後、感染爆発が起きた場合の接種券の前倒し発送などの体制についてなどの質疑があり、理事者より、感染の状況を踏まえ、ある程度柔軟に発送できるよう準備をしており、遅滞の生じないように対応していきたいと考えているなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第64号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が総務委員会における審査の経過および結果であります。何とぞ本委員会の決定どおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（本多健信君） 各委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、各委員長の報告のとおり可決いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいまお手元に配付してあります追加議事日程を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1を議題に供します。

追加日程第1

第88号議案 令和3年度品川区一般会計補正予算

○議長（本多健信君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第88号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯への支援として臨時特別給付金を支給するものであります。

補正額は、歳入歳出とも16億9,387万1,000円を追加し、総額を1,877億2,009万7,000円とするものであります。

歳入、第13款国庫支出金は16億9,387万1,000円の増額で、子育て世帯臨時特別給付金補助金の新規計上であります。

続いて、歳出、第3款民生費は16億9,387万1,000円の増額で、子育て世帯臨時特別給付金の新規計上であります。

以上で第88号議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（本多健信君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） 質疑なしと認めます。

追加日程第1の歳出予算の補正につきましては文教委員会に、総合審査につきましては総務委員会に付託いたします。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

○午前10時44分休憩

○午後1時54分開議

○議長（本多健信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に総務委員会および文教委員会が開かれ、付託議案の審査がそれぞれ行われました。

追加日程第1につきまして、初めに文教委員長から報告願います。

〔あくつ広王君登壇〕

○文教委員長（あくつ広王君） ただいま議題に供されました第88号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算のうち、歳出に係る文教委員会所管分について、審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、本日の本会議において当委員会に審査を付託され、ただいまの本会議休憩中に委員会を開催して審査し、採決を行いました。

歳出、第3款民生費は16億9,387万1,000円の増額で、子育て世帯臨時特別給付金の新規計上であります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、12月の給付に間に合わない、令和4年3月までの出生数

の見込みと公務員世帯への支給についてなどの質疑があり、理事者より、令和4年3月までの出生数は、昨年の同時期を勘案して1,500人程度を見込んでいる。また、公務員については、令和4年1月以降、申請に基づき支給するなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第88号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算のうち、歳出に係る文教委員会所管分は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が文教委員会における審査の経過および結果であります。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（本多健信君） 続きまして、総務委員長から総合審査の報告を願います。

〔渡辺裕一君登壇〕

○総務委員長（渡辺裕一君） ただいま議題に供されました第88号議案につきまして、総務委員会における総合審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、本日の本会議において当委員会に審査を付託され、ただいまの本会議休憩中に委員会を開催して審査し、採決を行いました。

第88号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯への支援として臨時特別給付金を支給するものであります。

補正額は、歳入歳出とも16億9,387万1,000円を追加し、総額を1,877億2,009万7,000円とするものであります。

まず、歳入、第13款国庫支出金は16億9,387万1,000円の増額で、子育て世帯臨時特別給付金補助金の新規計上であります。

続いて、歳出、第3款民生費は16億9,387万1,000円の増額で、子育て世帯臨時特別給付金の新規計上であります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、対象者への給付の仕組みの周知についてなどの質疑があり、理事者より、今回計上している5万円の給付の仕組みについては、まず対象者にご案内し、辞退等がなければ児童手当の口座に給付するものである。対象者には制度の趣旨が伝わるよう、担当部署のほうで周知を行っていく。国が現在審議している残りの5万円の支給方法については、国の動向を注視し、対象者が混乱しないよう周知に努めていきたいと考えているなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第88号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が総務委員会における審査の経過および結果であります。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（本多健信君） 各委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、各委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第25を議題に供します。

日程第25

請願・陳情審査結果報告（1）

○議長（本多健信君） 本件につきましては、お手元に配付のとおり、各所管の委員長から請願・陳情審査結果報告書（1）が提出されております。

お諮りいたします。

各所管の委員長からの審査結果報告書（1）のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、審査結果報告書（1）のとおり決定いたしました。

次に、日程第26および日程第27の2件を一括議題に供します。

日程第26

請願・陳情審査結果報告（2）

日程第27

請願・陳情審査結果報告（3）

○議長（本多健信君） 建設委員長から報告願います。

〔この孝子君登壇〕

○建設委員長（この孝子君） ただいま議題に供されました日程第26、請願・陳情審査結果報告（2）および日程第27、請願・陳情審査結果報告（3）の内容として、11月29日の建設委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

日程第26は、令和3年請願第13号、小山三丁目第1地区市街地再開発の都市計画手続きの中止を求める請願、日程第27は、令和3年請願第14号、小山三丁目第1地区市街地再開発の準備組合の民主的な運営を求める請願であり、いずれも令和3年11月26日の本会議において当委員会に審査を付託されたものであります。

これら2件の請願の趣旨は、小山三丁目第1地区市街地再開発事業の都市計画手続きの中止や準備組合の民主的な運営を求めるものであり、いずれも小山三丁目第1地区市街地再開発事業に関する内容であることから、一括して審査を行ったものであります。

初めに、理事者に説明を求め、理事者より、まず、小山三丁目第1地区市街地再開発事業に関するこれまでの経緯および都市計画の予定等について説明があり、続いて、再開発準備組合における情報の取扱いについて、それぞれの準備組合の規定等に基づき適切に対応していると聞いているなどの説明がありました。

続きまして、質疑に入り、委員より、都市計画手続きを中止にすることについてなどの質疑があり、理事者より、本都市計画は、地域の準備組合の方々が総会における決定に基づいて区へ企画提案をいただき、手続を進めているものである。区としては、当該地区の防災性の向上および商店街のにぎわいの創出などといった総合的な観点から本事業を進めるべきと考えており、中止する考えはないなどの答弁がありました。

質疑終了後、まず、令和3年請願第13号の取扱いについてお諮りしたところ、結論を出すことになったため、採決を行いました。採決の結果、令和3年請願第13号は、賛成少数により不採択にすべきものと決定いたしました。

続いて、令和3年請願第14号の取扱いについてお諮りしたところ、結論を出すことになったため、採決を行いました。採決の結果、令和3年請願第14号は、賛成少数により不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（本多健信君） 建設委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） 質疑なしと認めます。

この際、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は品川区議会傍聴規則を遵守し、静粛に傍聴を願います。傍聴人は、議場における言論に対して、拍手そのほかの方法で可否を表明したり騒ぎ立てたりするなど、会議の妨害となる行為をすることは禁じられております。

これより討論に入ります。

日程第26号および日程第27につきましては、1名の方から討論の通告があります。ご発言願います。おくの晋治君。

〔おくの晋治君登壇〕

○おくの晋治君 日本共産党品川区議団を代表して、請願第13号、小山三丁目第1地区市街地再開発の都市計画手続きの中止を求める請願および請願第14号、小山三丁目第1地区市街地再開発の準備組合の民主的な運営を求める請願に賛成する討論を行います。

本請願は、武蔵小山駅前の2棟の超高層マンションに続いて計画されている、商店街をまたぐ2つの再開発計画のうちの一つ、小山三丁目第1地区再開発の中止と、その準備組合の民主的な運営を求めるものです。

小山三丁目第1地区には、145メートル、40階建てのマンションを1棟、第2地区には、145メートル、41階建てのマンションを2棟、2つの再開発が完成すれば、5棟ものタワーマンションが林立、ムサコノ光景は一変してしまいます。

請願第13号は、小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業の都市計画手続きを中止し、計画を見直すことを求めています。それは、請願者の住むマンションの居住者には再開発を進めてほしくないという住人が多数いるためであり、それはその居住者が再開発によって新たに建設されるマンションに住むことを選んだ場合にも、選ばず転出していくことにした場合にも、将来安定して住み続けられる住居が確保できるという見通しや保障が全くないからです。

そして、請願第14号は、請願者の住むマンション居住者多数のこのような不安が解消されないまま手続が進む要因に、区分所有者を含む地権者に必要な説明や情報提供がなされず、一部の組合員とディベロッパーで計画を検討してきた再開発準備組合の非民主的な運営があるとしました。そこで、請願第14号は、再開発準備組合が地権者、住民とともにまちづくりを検討する民主的な運営を行うよう区から求めるように求めています。

以下、賛成する理由を述べます。

まず大切なのは、何よりも請願者の住むマンション居住者多数の方々の不安が、今も何も解消されていないということです。これに対して、区は、この都市計画は準備組合の総会で他の多くの方の賛成を

得、特に第2地区については出席者全員の賛成を得て出されたといえます。しかし、第1地区では再開発を進めてほしくないと思っている方がたくさんいるから、この請願が出されているのですし、第2地区については、この請願の署名を集める中で、その地権者の方から、自分はよく分からないので再開発に賛成とも反対とも判断できないという声を直接伺いました。また、必要な情報が示されていない、専門的な言葉が多く分からないなどとも聞きました。情報不足によって不安を抱いているのです。

では、この住民の抱いている不安とはどのようなものなのか。もし都市計画手続がこのまま進み、この方々の再開発によって新たに建設される超高層マンションに住むことを選んだ場合には、2度にわたる引っ越しと長期間の仮住まいをしなければなりません。その場合、請願にあるとおり、耐え難いストレスを被ることになり、再開発後に健康を保ち元気に戻ってこられる保障はありません。仮に戻ってきたとしても、現状より部屋は狭くなる上に、管理費や修繕積立金、固定資産税の負担が跳ね上がり、多くが年金暮らしの方々にとっては負担し切れるのかという問題に直面することになります。

一方、この方々が再開発によって新たに建設される超高層マンションに住まないで転出することを選んだ場合には、引っ越しが大きな負担になることに加えて、引っ越し先は自分で探し、費用も自己負担になるのではないかと。そして、高齢のため保証人を確保できるのか、引っ越し先が見つかるのかという不安を持たれています。

この点につき、区は、準備組合は引っ越しをする際の情報提供でサポートする、一人ひとりの状態を確認しながら適切に判断していくと言います。しかし、まず、再開発によって新たに建設される超高層マンションに住むことを選ぶにせよ、また住まないで転出することを選ぶにせよ、事は自分の住居という一生に一度の大きな選択であり、決断です。適切な判断と曖昧な説明のみで決断できるものではありません。

しかも、区は、マンション住人には都市計画決定後に一人ひとりに確認したいと言いますが、この不安を残したままこれ以上手続を進めるわけにはいきません。都市計画決定の段階に至れば、もはや後戻りなどは困難になるからです。だからこそ、一人ひとりのマンション居住者の方々の個々具体的な不安を解消せずに残したまま都市計画決定をしてはいけません。

さらに、区は、法によって定められた手続を踏んでいるから問題はないとも言います。しかし、都市計画法では、再開発本組合がつくられるまでは、当事者である地権者に対して何も具体的な条件は知らされる仕組みにはなっていません。このような仕組みの法律である以上、幾ら法律どおり手続が進められても、当事者である住人、地権者としては不安を抱いたままである以外ないのです。自分の住居という本人にとっては生存権保障の土台であり、人生を大きく変えるものを個々具体的な条件を何も知らされることなく決断させられるというのは、あまりにも理不尽なことではないでしょうか。

現に請願を出されているマンション居住者の皆さんが不安を抱かれているという事実は誰も否定できません。このマンションの皆さんは、意を決して請願を2度にもわたって出されました。1度目、採択されませんでした。だからこそ不安は解消されず、問題点は解決されなかったのです。皆さん、この請願を2度にもわたって出された区民の皆さんの思いを受け止め、この請願を採択しようではありませんか。こうお訴え申し上げて私の賛成討論といたします。ご清聴どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（本多健信君） 傍聴の方に申し上げます。傍聴席1列目のやや中央にお座りの方です。

〔傍聴席にて発言する者あり〕

○議長（本多健信君） そうです。

再度申し上げます。静粛に願います。声は出さないでください。

そのほかの傍聴人の皆様にも申し上げます。傍聴規則により、傍聴人は騒ぎ立てること、言論に対し拍手等で可否を表明することは禁止されておりますので、静粛に願います。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じますから、念のため申し上げます。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、日程第26を起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。

令和3年請願第13号について採決いたします。

本件請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（本多健信君） 起立少数であります。

ご着席願います。

よって、本件請願は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第27を起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。

令和3年請願第14号について採決いたします。

本件請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（本多健信君） 起立少数であります。

ご着席願います。

よって、本件請願は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第28を議題に供します。

日程第28

請願・陳情の付託

○議長（本多健信君） 期日までに受理いたしました陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

次に、日程第29を議題に供します。

日程第29

常任委員会・議会運営委員会・特別委員会議会閉会中継続審査調査事項

○議長（本多健信君） 本件につきましては、お手元に配付の請願・陳情継続審査件名表および特定事件継続調査事項表のとおり、各所管の委員長から閉会中も審査・調査を要する旨の申出がありました。

お諮りいたします。

各所管の委員長からの申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認めます。

よって、各所管の委員長からの申出のとおり決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これもちまして令和3年第4回品川区議会定例会を閉会いたします。

○午後2時16分閉会

議長	本多健信
署名人	大倉たかひろ
同	田中さやか